

# 産後の手続きチェックリスト

こもれび

子育てをもっとやさしく

2026年版

出産後14日が勝負。漏れゼロへ

出産日: \_\_\_\_\_ 届出担当者名: \_\_\_\_\_

手続き名	✓	期限	届出先	必要書類	金額・備考
1 出生届	<input type="checkbox"/>	14日以内	市区町村役場	出生届（病院で記入済み）、母子手帳、届出人の本人確認書類	無料。届出時に名前が確定している必要あり
2 健康保険加入	<input type="checkbox"/>	すみやかに	勤務先 or 市区町村役場	被扶養者（異動）届、母子手帳、親の保険証コピー	1ヶ月健診までに保険証を取得しておくこと
3 児童手当	<input type="checkbox"/>	15日以内	市区町村役場	認定請求書、健康保険証の写し、振込口座情報、マイナンバー	3歳未満: 月15,000円。遅れると遡及不可
4 出産育児一時金	<input type="checkbox"/>	2年以内	健保組合 / 協会けんぽ	支給申請書、出生証明書、直接支払制度同意文書	1児につき50万円。直接支払制度なら退院時精算
5 乳幼児医療費助成	<input type="checkbox"/>	すみやかに	市区町村役場	申請書、子どもの健康保険証、届出人の本人確認書類	自治体により対象年齢・助成額が異なる
6 マイナンバー	<input type="checkbox"/>	届出後	市区町村役場	交付申請書（届出後に届く）、顔写真	出生届で自動付番。カード発行は別途申請

## 提出のコツ

- 出生届と同日に児童手当・医療費助成もまとめて提出
- 役場窓口で「出産関係の手続き一式」と伝えると案内してもらえる
- マイナンバーカードがあればオンライン申請可能な自治体も
- 書類はすべてコピーを取ってから提出する
- 印鑑（認印可）を持参しておくで安心

## 忘れやすいポイント

- 児童手当は15日ルール（月末出産→翌月15日まで）
- 健康保険証がないと1ヶ月健診で全額自費になる
- 出生届の「届出人」は原則として父母のどちらか
- 里帰り出産の場合、届出先は出生地 or 本籍地 or 住所地
- 直接支払制度を使わない場合、出産費用は一旦自費立替

## パートナーに頼めること

- 出生届の提出（代理提出OK）
- 健康保険の手続き（勤務先に連絡）
- 児童手当の申請（窓口 or オンライン）
- 必要書類のコピー・整理
- 市区町村の窓口営業時間を事前確認

## その他の手続きメモ

参考：厚生労働省・各自治体の産後手続きガイド（2026年度版）

※ 金額・期限は自治体により異なる場合があります。詳細はお住まいの市区町村にご確認ください。

こもれび — 子育てをもっとやさしく  
ダウンロード: komorebi-app.vercel.app